

# 「Let' s ! 和ごはんプロジェクトの見直しに関する懇談会」開催要領

令和 7 年 1 月 7 日決定  
令和 7 年 4 月 17 日改正

## 1 趣旨

平成 25 年 12 月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録され、5 周年を迎えたことを契機として平成 30 年度から官民協働の取組である「Let' s ! 和ごはんプロジェクト」を実施しているところである。

本プロジェクトは、次世代を担う子どもたちや子育て世代に対し、身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうことを目的に活動しており、令和 6 年 11 月末時点では 193 の企業・団体等が参加し、活動を展開している。

また、令和元年度からは、11 月 24 日の「和食の日」を含む 11 月を「和ごはん月間」として、プロジェクトメンバー間の連携企画、各種イベント等を重点的に実施してきている。

一方、これまで、「食の簡便化志向」は若年層に見られる特徴だったため、子どもたちや子育て世代をターゲットとしてプロジェクトを進めてきたが、「簡単・手軽」な和食の取り入れのニーズについては全世代で高まっており、より幅広い層をターゲットとした活動が求められている。

このため、本プロジェクトを更に発展させ、若者やシニア世代、単身世帯などにもターゲットを拡げた活動を官民が協働して展開するために、「Let' s ! 和ごはんプロジェクトの見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、幅広い視点から具体的な方策を検討する。

## 2 懇談会の構成

- (1) 懇談会は、食文化、食品産業、情報発信等に知見を有する有識者等により構成する。
- (2) 懇談会の構成員は別紙のとおり。
- (3) 懇談会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見等の聴取を行うことができる。

## 3 検討内容

- (1) 「Let' s ! 和ごはんプロジェクト」の見直しについて
- (2) その他和食文化の振興・継承を図るための官民協働の取組について

## 4 懇談会の運営

- (1) 懇談会に座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は構成員の互選によって定め、座長代理は懇談会の承認を得て構成員の中から座長が指名することができる。
- (3) 座長は懇談会の議事運営にあたる。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在の場合は、その職務を代理する。

## 5 事務局

懇談会の事務局は農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室に置く。

## 6 雑則

- (1) 懇談会は非公開とする。
- (2) 事務局は、懇談会構成員の承認を受け開催後議事概要を公表するものとする。
- (3) 構成員の懇談会出席に要する旅費・謝金等の経費は、原則、農林水産省において負担する。
- (4) 以上に掲げるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別途定める。

「Let' s ! 和ごはんプロジェクトの見直しに関する懇談会」構成員

武庫川女子大学 教授

藤本 勇二

一般社団法人和食文化国民会議 副会長

後藤 加寿子

一般社団法人日本ガストロノミー協会 会長

柏原 光太郎

一般財団法人日本食生活協会 会長

田中 久美子

イオンリテール株式会社 食品本部

マーケティングチームリーダー

萬 修身

株式会社マルヤナギ小倉屋

商品企画マーケティング推進部 部長

尾鷲 美帆

株式会社エブリー 取締役 執行役員

菅原 千遥

辻学園調理・製菓専門学校 日本料理教授

阪本 健一